

【整理ルール方針】

照合は「英語原文」と「日本語版ガイドライン」

パラグラフごとに比較

- A : 元になる文章が国際原則に記載があり、**
- (i)そのまま直訳している
 - (ii)訳出やニュアンス等が異なる（要求度合いの違いも含む）
 - (iii)国内向けの補足と混在している

B : 国際原則に関連した国内向けの解説部分

C : 主要な関連文書から引用している

<参考：照合先として整理したもの>

GB・SLB 共通：Guidance Handbook and Q&A

Handbook – Harmonised Framework for Impact Reporting

Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability Linked Bonds External Review

GB：Sustainable Securitisation Related questions

SLB：Sustainability-Linked Bond Principles Related Questions

GL：Guidance on Green Loan Principles

SLL：Guidance on Sustainability Linked Loan Principles

GL・SLL 共通：Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Loans External Reviews

D: 国際原則に記載があり、日本語版ガイドラインに記載がないもの

以降、論点の該当箇所を示す記載として、グリーンボンドガイドライン 2022 年版の節・段落番号を次のように示す。

例：「1-1⑦」：1-1.調達資金の用途 段落⑦

なお、【解説】の記載において、国際原則に準ずる部分とガイドライン独自の部分を切り離すため、2022 年版ガイドラインの記載から一部表現を微修正している。該当箇所は元の表記を赤字で併記した。

また、国際原則にも主要な関連文書にもない要求事項（赤字）と、国際原則にはないが主要な関連文書にある要求事項（緑字）は、文末の色を変えて記載している。

【グリーンボンド整理】

第2節 グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法

1. グリーンボンドの核となる要素

1-1. 調達資金の使途

【原則】

グリーンボンドにおいて肝要なのは、その調達資金が適格なグリーンプロジェクトのために使われることであり【1-1④前半】、そのことは、証券に係る法的書類に適切に記載されるべきである【1-1④】。調達資金使途先となる全ての適格なグリーンプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その効果は発行体によって評価され、実現可能な場合は、定量的に示される【1-1④後半】。

【解説】

【調達資金の使途】

法的書類に該当するものとして目論見書等が考えられる【1-1④】。(A-iii)

(1-1④元の文：調達資金の使途は、目論見書などの法定書類その他の書類によって投資家に事前に説明すべきである。)

グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対しネガティブな効果をもたらす場合がある。「明確な環境面での便益を有するグリーンプロジェクト」とは、そのようなネガティブな効果が本来の環境改善効果と比べ過大とならないと発行体が評価するプロジェクトである。

このようなネガティブな効果のうち代表的なものとしては、例えば付属書1のようなものが考えられる【1-1③】。(B)

【原則】

調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、発行体は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、適切な場合は、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにするとともに、該当する場合は、リファイナンス対象となる適格なグリーンプロジェクトの想定される対象期間（ルックバック期間）を示すことが奨励される。【1-1⑦ 3 文目】

【解説】

【調達資金の使途をリファイナンスとする場合の措置】

グリーンボンドにより調達される資金は、当該資金により新たに立ち上げるグリーンプロジェクトに対する初期投資のほか、既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスに充当することも可能である【1-1⑦ 1 文目】。(A-ii)

リファイナンスとして調達される資金は、既に開始されているグリーンプロジェクトの維持という効果を持つ一方で、当該グリーンプロジェクト自体はリファイナンス実施前に開始されていることになるため、新規のグリーンプロジェクトへの初期投資とは環境上の意義が異なる【1-1⑦ 2 文目】。(B)

発行体が投資家向けに行う説明には、i) グリーンボンドにより調達される資金のうちリファイナンスに充当される部分の概算額（又は割合）、ii) どのグリーンプロジェクト（又は分類）のリファイナンスに充当されるのかが含まれる【1-1⑦ 3 文目】。(A-ii)

(1-1⑦ 3 文目元の文：これを踏まえ、i) グリーンボンドにより調達される資金のうちリファイナンスに充当される部分の概算額（又は割合）、ii) どのグリーンプロジェクト（又は事業区分）のリファイナンスに充当されるのか、については、投資家向けの説明に含めることが望ましい。)

なお、調達資金のうち（リファイナンスでなく）新規のグリーンプロジェクトに対する初期投資に充当する部分が多い場合には、当該初期投資に充当する資金の概算額（又は割合）を明らかにすることにより、当該グリーンボンドの評価の向上につながる可能性がある【1-1⑦ 5 文目】。(B)

長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、「Guidance Handbook and Q&A」(2022年1月版)に以下のように記載されている。

「長期のグリーン資産は、その管理費や改良費を含め、発行体が主要な情報の開示を行うことを条件に、複数のグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドの連続的な発行を通じた資金調達やリファイナンスの対象となり得る。これを実行する最も簡単な方法は、ポートフォリオベースの「調達資金の管理」アプローチであり、複数のグリーンボンドを通じて資産と費用の単一のプールに資金を供給することである。具体的には、発行体は次を明確にするべきである：当該資産の存続年数と残存耐用年数及び初期投資・リファイナンスに充当する資金の額、すべての適格プロジェクト・資産の継続的な環境・社会面の便益の（再）評価、ならびに、必要に応じて、外部評価機関によるその評価。こうした情報は、債券の発

行時に市場に伝達され、関連するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドの全般的な情報の一部として発行体のウェブサイトで公表される必要がある。」

このように、長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部評価機関による評価を受け確認するべきである。【1-1⑦ 6 文目】 (C)

(1-1⑦ 6 文目元の文：長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部機関による評価を受け確認するべきである。)

<「リファイナンス」に該当する場合の具体例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・ グリーンプロジェクトに係る金融機関等からの融資を、グリーンボンドによる調達資金で返済（借換）する場合 (B)
- ・ 既に開始し、継続又は完了しているグリーンプロジェクトの資金調達のため発行した債券の満期償還を、新たに発行するグリーンボンドによる調達資金により行う場合 (B)
 - ※完了しているグリーンプロジェクトの例としてはグリーンビルディングの建設等が考えられる。
- ・ 金融機関等が、グリーンボンドによる調達資金を、既に融資を開始しているグリーンプロジェクトへの融資の原資に充てる場合 (B)

【原則】

GBPは、気候変動の緩和や気候変動への適応、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染の防止と管理などの環境関連目標に貢献するグリーンプロジェクトのための、複数の幅広い適格性の区分を明確に認めている。(D)

以下のプロジェクトの分類のリストは、例示的ではあるが、グリーンボンド市場により支持または支持されるであろう、最も一般的に利用されている種類のプロジェクトを捕捉している。グリーンプロジェクトは資産、投資、R&Dのような関連的支出や付随的支出を含み、複数の分類及び／又は環境関連目標にまたがる場合がある。上述にて特定されている環境関連目標のうち3つ（汚染防止および管理、生物多様性の保全、気候変動への適応）はリストにある分類としての役割も果たしている。このように分類はこれらの環境関連目標により適合するプロジェクトに言及している。(D)

適格なグリーンプロジェクトの分類としては以下が挙げられる。順不同。またこれらに限定されるものではない。(D)

- ・ 再生可能エネルギー（発電、送電、機器、製品を含む）
- ・ エネルギー効率（新築・改修済建物、エネルギー貯蔵、地域暖房、スマートグリッド、機器、製品等）
- ・ 汚染防止と管理（大気排出の削減、温室効果ガスの管理、土壌浄化、廃棄物の発生抑制、廃棄物の削減、廃棄物のリサイクル及びエネルギー効率／排出効率の良い廃棄物発電）
- ・ 自然資源と土地利用の環境面で持続可能な管理（環境面で持続可能な農業、環境面で持続可能な畜産、生物学的穀物管理又は点滴灌漑などの気候変動に対応した農業投入物、環境面で持続可能な漁業・水産養殖業、植林や森林再生といった環境面で持続可能な林業、自然景観の維持又は復元を含む）
- ・ 陸域及び水域の生物多様性保全（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む）
- ・ クリーンな運輸（電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通、鉄道、非自動車式輸送、マルチモーダル輸送、クリーンエネルギーを利用する車両と有害物質の排出削減のためのインフラ等）
- ・ 持続可能な水資源及び廃水管理（清潔な水及び／又は飲料水のための持続可能なインフラ、廃水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修やその他方法による洪水緩和対策を含む）
- ・ 気候変動に対する適応（気候変動の影響に対するインフラの強靱性を高める取り組みや、気候の観測及び早期警報システムといった情報サポートシステムを含む）
- ・ サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス（再利用・再生・改修された素材・部品・製品、サーキュラーエコノミーに関するツールやサービスの設計及び導入）及び／又は、認証を受けた環境効率の高い製品等
- ・ 環境性能に関する地域、国又は国際的に広く認知された基準や認証を満たすグリーンビルディング

GBPの目的は、どのグリーンテクノロジーや基準、主張や宣言が、環境的に持続可能な便益にとって最適であるかといった立場をとることではないものの、タクソミー及び用語体系の作成に加えてそれらの比較可能性を確保するためのマッピングを提供するための現存する国際的及び国家的取組みが複数存在することは注目に値する。これらはグリーンボンド発行体にとって、何がグリーンであり適格であると投資家により判断され得るかについての追加的なガイダンスとなり得る。これらのタクソミーは現時点でさまざまな発展段階にある。発行体及びその他の関係者はICMAのウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)に掲載される事例を参照できる。(D)

さらに、様々なグリーンソリューションや環境活動の質について、独自の分析やアドバイス、ガイダンスを提供する数多くの機関が存在する。グリーン及びグリーンプロジェクトの定義は、セクターや地理によっても異なりうる。(D)

最終的に、発行体が、パリ協定の目標と統合的なネットゼロエミッション戦略の実施に向けたプロジェクトに対する資金調達を希望する場合、発行体レベルの開示と気候変動移行戦略のためのガイダンスとして、[クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック](#)を参照することもあり得る。(D)

【解説】

【調達資金の使途の具体例】

具体的な資金使途の例として、付属書1のようなグリーンプロジェクトが該当し、それに係る人材教育費、モニタリング費用も含み得る【1-1②】。(A-ii)(A-iii)

(1-1②元の文：具体的な資金使途の例としては、付属書1のようなグリーンプロジェクト（これらの事業に係る資産、投融資や研究開発費、人材教育費、モニタリング費用のような関連費用や付随費用を含む。）が考えられる。）

1-2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

【原則】

グリーンボンドの発行体は、以下の点を投資家に対して明確に伝えるべきである。【1-2①】

- 適格なグリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目的
- 発行体が、対象となるプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの分類に含まれると判断するプロセス（具体例は上述で特定している）
- 関連するプロジェクトに関連すると考えられる社会的、環境的リスクを特定・管理するプロセスについての補足情報【1-1⑥】【1-2③ 2 文目】

（1-1⑥元の文：グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果も持つ場合には、投資家その他の市場関係者がその効果を適切に評価できるよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。）

（1-2③ 2 文目元の文：ネガティブな効果は、グリーンプロジェクトの環境改善効果や価値自体を失わせてしまう可能性もあり、グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクを特定し、管理するためのプロセスについて、投資家に事前に説明すべきである。）

【解説】

【プロジェクトの評価及び選定のプロセスに関する投資家への事前説明】

グリーンボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合には不要であるが、充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合（i）一般事業者、地方自治体等が自らの一定の分類に属するグリーンプロジェクトに係る資金調達をするためグリーンボンドを発行する場合、ii）金融機関等が多数のグリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合、など）には、上記のほか、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での持続可能性に係る目的に合致すると判断するための規準（Criteria）についても策定し、事前に投資家に説明すべきである。【1-2①】(A-ii)(A-iii)【1-2②】(B)【1-2③1文目】(B)

（1-2①元の文：①発行体は、i）発行体が当該グリーンボンドを通じて実現しようとする環境面での目標（Objective）、ii）調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での目標に合致すると判断するための規準（Criteria）、iii）その判断を行う際のプロセス（Process）及びiv）プロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスについての補足情報を、事前に投資家に説明すべきである。

1-2②：グリーンボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合には、調達資金の充当対象とするプロジェクトが既に評価・選定されていると考えられるため、上記「規準」を定めることは不要と考えられる。一方で、i）発行体が当該グリーンボンドを通じて実現しようとする環境面での目標、ii）当該プロジェクトの評価・選定のプロセス及びiii）プロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスについての補足情報について、事前に投資家に説明すべきである。

1-2③1文目：一方、グリーンボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合（i）一般事業者、地方自治体等が自らの一定の事業区分に属するグリーン

プロジェクトに係る資金調達をするためグリーンボンドを発行する場合、ii) 金融機関等が多数のグリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合、など) には、発行体は、グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準を策定するとともに、評価・選定のプロセス及びプロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスを決定し、事前に投資家に説明すべきである。)

個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合においては、グリーンボンドやグリーンローン等の金融商品と共通のグリーンプロジェクトを評価・選定するための規準、プロセス及びプロジェクトに関係すると考えられる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスを包括的に構築しておくことも考えられる【1-2③ 2 文目】。(B)

調達資金の用途の投資家への説明は、Harmonised Framework for Impact Reportingに「発行体は、調達資金の充当プロセスに応じて、グリーンボンドの調達資金を充当したプロジェクトのリストを提供するか、又はポートフォリオレベルのみ報告することが推奨される。」と記載されているように、投資家その他の市場関係者が資金用途の適切性を評価できるようにするため、「風力発電事業のための設備建設」「バイオマス発電事業に係る融資」などのように、一定の分類を示して行うべきである。調達資金の用途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい【1-1⑤】。(C)

【環境面での持続可能性に係る目的】

環境面での持続可能性に係る目的とは、「気候変動の緩和・適応」や「生物多様性の保全」など、発行体が当該グリーンボンドを通じて実現しようとする環境上のメリットである【1-2④】。(B)

【規準】

規準とは、環境面での持続可能性に係る目的に照らして具体的なプロジェクトを評価・選定する際の判断の根拠となるものである。例えば、「気候変動の緩和・適応」を環境面での目標とする場合、温室効果ガス排出削減効果のある再生可能エネルギー事業などのグリーンプロジェクトを調達資金の充当対象にする、などの例が考えられる【1-2⑤】。(B)

グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の例としては、以下のようなものが考えられる。評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、それらについても事前に投資家に説明することが望ましい【1-2⑥】(B)。

<グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・ GBP又は本ガイドラインにおいて「調達資金の使途」の具体例として挙げられている事業に該当すること。
- ・ 再生可能エネルギー事業であって、赤道原則に規定された環境・社会に対するネガティブな効果が大きいカテゴリーに分類されない事業に該当すること。
- ・ LEED、CASBEE、BELS等の環境認証制度において高いエネルギー効率を示す環境認証を受ける建築物を建築する事業に該当すること。

【適格なグリーンプロジェクトの分類にどのように合致するかについて借手が判断を行う際のプロセス】

グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスとは、例えば、「あるプロジェクトが上記目的や規準に照らして調達資金の充当対象として適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記規準を適用し、グリーンプロジェクトが環境面での持続可能性に係る目的に合致しているか否かの判断を行うか（どの部署が実際に評価・選定を行うのか、その適切性を検証するのか）」、などを意味する【1-2⑦】。(B)

グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、環境関連部署などの専門性のある部署や、外部評価機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい【1-2⑧】。(B)

グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスの例としては、以下のようなものが考えられる【1-2⑨】。(B)

＜判断を行う際のプロセスの例＞

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・ 社内の事業担当部署（又は財務担当部署）と環境担当部署が共同で規準を策定する。プロジェクト選定は、事業担当部署（又は財務担当部署）が前述の規準に基づいて一次判断を行い、環境担当部署がその一次判断の妥当性についてチェックした上で、社としての最終判断とする。(B)

【環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス】

環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスとは、当該プロジェクトの実施にあたり、環境・社会へ重要な負の影響、環境・社会リスクを伴うかどうかについて特定し、緩和・管理を行うことを意味する【1-2⑩】。(B)

例えば、一定規模以上の水力発電は、土地改変などのネガティブな影響が懸念されるなどが挙げられる（参照：付属書 1）。(B)

こうしたネガティブな効果は、グリーンプロジェクトの環境改善効果や価値自体を失わせてしまう可能性もあるため、グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクを特定し、管理するためのプロセスについて、投資家に事前に説明することは重要であるべきである。【1-2⑩】。(B)

(1-2⑩ 2 文目元の文：ネガティブな効果は、グリーンプロジェクトの環境改善効果や価値自体を失わせてしまう可能性もあり、グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクを特定し、管理するためのプロセスについて、投資家に事前に説明するべきである。)

【原則】

発行体は、更に以下の事項が奨励される。

- 上記の情報を、環境面での持続可能性に関する、発行体の包括的な目的、戦略、政策及び／又はプロセスの文脈の中に位置づけること
- 関連する場合は、プロジェクトとオフィシャルな又は市場慣行に基づくタクソミーとの適合、関連する適格基準（該当する場合は除外基準を含む）に関する情報を提供し、プロジェクトの選定において参照された環境基準又は認証を公開すること
- 関連するプロジェクトから生じる、ネガティブな社会及び／又は環境インパクトを及ぼす既知の重大なリスクへの緩和策を特定するプロセスを定めておくこと。これらの緩和策には、潜在的なリスクが重大であると発行体が評価する場合に実施された明瞭かつ適切なトレードオフ分析の実施や必要なモニタリングが含まれ得る【1-2⑩ 3 文目】。

【解説】

【包括的な目的、戦略等への組み込み】

「発行体の包括的な目的、戦略、政策」について、「中期経営計画、サステナビリティ戦略等」が考えられ、環境面での持続可能性に係る目的、規準及びプロセスに関する情報をそれらの文脈の中に位置づけた上で、投資家に対して説明することが望ましい。また、発行後も投資家の求めに応じて説明することが望ましい【1-2⑩】。(A-iii)

(1-2⑩元の文：環境面の目標、規準及びプロセスに関する情報を、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティ／ESG戦略等）の文脈の中に位置付けた上で、投資家に対して説明することが望ましい。また、発行後も投資家の求めに応じて説明することが望ましい。)

【各種基準、認証への適合及び情報公開】

関連する情報や、参照した環境基準・認証（本ガイドライン付属書1、タクソミー、その他の環境基準や認証）の公開が推奨されるケースとして、グリーンプロジェクトの分類の適切性のほか、グリーンプロジェクトのもたらす可能性がある環境・社会に対するネガティブな効果を排除するための要件等を規準に設定する場合は該当する。(A-iii) また、環境基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。(B)

加えて、外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい【1-2⑩】。(B)

(1-2⑩元の文：グリーンプロジェクトの事業区分の適切性のほか、グリーンプロジェクトのもたらす可能性のある環境・社会に対するネガティブな効果を排除するための要件等を規準に設定する場合には、関連する情報や、参照した環境基準・認証等（本ガイドライン付属書1、タクソミー、その他の環境基準や認証）について公開することが望ましい。また、そうした基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。加えて、外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。)

1-3.調達資金の管理

【原則】

グリーンボンドによって調達される資金に係る手取金の全部、あるいは手取金と同等の金額は、サブアカウントで管理されるか、サブポートフォリオに組み入れられるか、又はその他の適切な方法のいずれかにより追跡されるべきである。また、当該手取金の全部は、適格なグリーンプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。【1-3①】

【解説】

【調達資金の追跡管理の方法】

調達資金の追跡管理の具体的な方法としては、以下のようなものが考えられる【1-3⑤】。(B)

＜調達資金の追跡管理の具体的な方法の例＞

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・ 調達した資金を、会計上区別された補助勘定を設けて記入し、グリーンプロジェクトに充当した場合に、当該補助勘定から支出する。(B)
- ・ 社内システムや電子ファイルにより、調達資金の全額とグリーンプロジェクトへの充当資金の累計額を管理し、定期的に両者を調整し、後者が前者を上回るようにする。(B)
- ・ 調達資金を別口座に入金しその全額をその他の事業資金と区別して管理する。グリーンプロジェクトへの充当は、当該別口座から行う。(B)

また、調達資金の管理については、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい【1-3⑦】。

(B)

【調達資金の追跡管理の方法に関する投資家への事前説明】

発行体は、グリーンボンドにより調達される資金の追跡管理の方法について、後述のフレームワーク等により投資家に事前に説明すべきである【1-3⑥】。(B)

【調達資金の早期充当】

Guidance Handbookにあるとおり、グリーンボンドにより調達した資金は、早期にグリーンプロジェクトへ充当するべきである。【1-3⑧】。(C)

(1-3⑧元の文：グリーンボンドにより調達した資金は、早期にグリーンプロジェクトへ充当することが望ましく、発行体が合理的な理由なく調達資金をグリーンプロジェクトへ充当しないことは避けなければならない。)

【原則】

グリーンボンドが償還されるまでの間、追跡されている手取金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格グリーンプロジェクトへの充当額と一致するよう、調整されるべきである。発行体は、未充当資金の残高についての想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである【1-3②】。

(1-3②元の文：グリーンボンドが償還されるまでの間、発行体は、グリーンプロジェクトへの充当額がグリーンボンドによる調達資金と一致、若しくは上回るようにする、又はグリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計額が、グリーンボンドによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的（少なくとも1年に1回）に確認すべきである。未充当資金が一時的に生ずる場合には、未充当資金の残高についての想定される運用方法を投資家に説明するとともに、未充当資金は早期にグリーンプロジェクトに充当するよう努めるべきである。)

【解説】

【未充当資金の運用方法に関する投資家への事前説明】

発行体が未充当資金の運用方法について投資家に事前に説明すべき時は、グリーンボンドにより調達される資金について、充当対象プロジェクトが決定していない場合や、充当対象プロジェクトは決定しているものの資金充当のタイミングが来ていないために一時的に未充当となる場合が該当する【1-3⑨】。

(A-ii) (A-iii)

(1-3⑨元の文：発行体は、グリーンボンドにより調達される資金について、充当対象プロジェクトが決定していない場合や、充当対象プロジェクトは決定しているものの資金充当のタイミングが来ていないために一時的に未充当となる場合には、想定している未充当資金の運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。)

【未充当資金の運用方法】

未充当資金の運用方法は、現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい【1-3⑩】。(B)

未充当資金の運用方法の先進的な事例として、投資家の環境に対する意思を尊重する観点から、適切な環境経営方針を有する金融機関等の口座に預け入れるというものもあった。ESG関連又はグリーンな金融商品で運用されることを強く選好する投資家がいる場合、こうした対応は有意義と考えられる【1-3⑪】。(B)

【原則】

グリーンボンドの調達資金は債券毎（ボンドバイボンドアプローチ）、又は複数のグリーンボンドを集約した（ポートフォリオアプローチ）管理が可能である【1-3③】。

GBPは高い水準の透明性の確保を奨励する。また、グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、発行体による調達資金の管理は、外部監査機関又はその他の第三者機関の活用によって補完されることが奨励される（以下の「重要な推奨項目」参照）。【1-3④】

1-4. レポーティング

【原則】

発行体は、資金使途に関する最新の情報を容易に入手可能な形で開示し続けるべきであり、また、その情報を調達資金がすべて充当されるまで年に一度は更新し、かつ重要な変化があった場合は速やかに更新すべきである【1-4②】。この毎年更新される報告書には、グリーンボンドの調達資金が充当されている各プロジェクトのリスト、各プロジェクトの概要、充当された資金の額及び期待されるインパクトが含まれるべきである【1-4③】。守秘義務契約や競争上の配慮、又は対象プロジェクトの数が多すぎるといった理由により提供できる詳細な情報の量が限られる場合、GBPは提供する情報を一般化した形、又は集計したポートフォリオ単位（例えば、一定の分類への充当割合など）で開示することを推奨する。

【解説】

【グリーンボンド発行後の調達資金の使用方法等に関する一般的開示】

グリーンボンドへの投資を行う投資家は、自らの拠出した資金がグリーンプロジェクトに充当され、当該グリーンプロジェクトにより環境改善効果をもたらされることを期待して、当該投資を行っている。そのため、レポーティングで表現されるインパクトは投資家が投資の効果を継続的にモニタリングしていく際に重要となる要素である。また、発行体としても、発行した債券がグリーンボンドであることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である【1-4①】。(B)

開示場所として、投資家が参照し易い場所、例えば、発行体のウェブサイト等が考えられる【1-4①】。

(A-ii) (A-iii)

(1-4①元の文：①グリーンボンドへの投資を行う投資家は、自らの拠出した資金がグリーンプロジェクトに充当され、当該グリーンプロジェクトにより環境改善効果をもたらされることを期待して、当該投資を行っている。そのため、レポーティングで表現されるインパクトは投資家が投資の効果を継続的にモニタリングしていく際に重要となる要素である。また、発行体としても、発行した債券がグリーンボンドであることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。これらを踏まえ、発行体は、グリーンボンドにより調達した資金の使用に関する最新の情報を、発行後に一般に開示し、投資家が参照し易い場所へ掲載（HPなどのWeb上を含む）すべきである。上記の開示は、例えば、発行体のウェブサイト等に情報を掲載することが考えられる。）

【開示のタイミング】

重要な変化とは、資金使途となる資産やプロジェクトの売却、プロジェクトにおける重大な事故など、グリーン性に影響を与える事象の発生が挙げられるが、あくまで一例であり、これらに限定されるものではない【1-4②】。(B)

【開示事項、開示方法】

「各プロジェクトの概要」には、そのプロジェクトの進捗状況を含む【1-4③】。(B) 未充当資金がある場合には、その金額又は割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法が開示事項に含まれるべきである【1-4③】。(B)

(1-4③元の文：上記の開示事項には、以下の項目が含まれるべきである。

<開示事項>

- ・ 調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト
- ・ 各グリーンプロジェクトの概要（進捗状況を含む。）
- ・ 各グリーンプロジェクトに充当した資金の額
- ・ 各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果
- ・ 未充当資金がある場合には、その金額又は割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法)

また、調達資金を既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスに充当した場合、i) 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、ii) どのグリーンプロジェクト（又は分類）のリファイナンスに充当されたのか、が開示事項に含まれることが望ましい【1-4④】。(B)

開示は、個別グリーンプロジェクト単位でなされることが望ましいが、守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、グリーンプロジェクト数が多い場合には、情報を集約した形式で行うことも考えられる。（例えば、「風力発電事業」「エネルギー効率の高い機器の導入に関する事業」「廃棄物リサイクル関連施設の建設・運営に関する事業」といった分類ごとに上記各項目に係る情報を集約して示すなど。）【1-4⑤】。(A-iii)

具体的な方法としては、付属書3のようなものが考えられる【1-4⑥】。(B)

【原則】

期待及び／又は達成されるプロジェクトのインパクトを伝達するうえでは、透明性が特に重要である。そのためGBPは、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び、実現可能な場合には定量的なパフォーマンス指標を前提となる主要な算出方法やその考え方及び／又は定量値を導く上で使用された仮定の開示と併せて使用することを推奨する。発行体は、「[インパクト・レポーティングについて調和のとれた枠組みを目指すガイダンス文書](#)」に示されるガイダンスならびにインパクト・レポーティングのためのテンプレートを、可能な場合には、参照し、採用すべきである。

グリーンボンドあるいはグリーンボンドプログラムの主な特徴を反映し、GBPの4つの核となる要素に適合する主要な特徴を説明する概要を活用することは、市場参加者に対する情報提供の一助となり得る。その目的のため、テンプレートはICMAウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)で入手でき、また、記入されたものは、市場情報としてオンラインで公開できる（以下「リソースセンター」を参照のこと）。

(D)

【解説】**【環境改善効果に係る指標、算定方法等】**

環境改善効果の開示に当たっては、「2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス」において定めた「グリーンボンドの環境面での持続可能性に係る目的」「規準」との整合性や、グリーンプロジェクトの性質に留意して、適切な指標を用いることが重要である。【1-4⑦】。(B)

(1-4⑦元の文：環境改善効果の開示に当たっては、「2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス」において定めた「グリーンボンドの環境面での持続可能性に係る目的」「規準」との整合性や、グリーンプロジェクトの性質に留意して、適切な指標を用いるべきである。)

環境改善効果の開示に当たっては、実現可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。(A-ii)投資家が自らの投資先の温室効果ガス排出量を算定し、ネットゼロを目指していく国内外の動きもあり、環境改善効果の定量化は投資家の目線からも重要な要素となっている【1-4⑨1-2文目】。

定量化が難しい場合に用いる定性的な指標として、グリーンプロジェクトを通じてLEED、CASBEE、BELS、FSC、MSC、ASC等の外部認証を取得する場合に、これらの外部認証を利用することも考えられる【1-4⑨3文目】。(A-iii) (C)

具体的な指標としては、付属書1のようなものが考えられる（ただし、これらに限定されるものではない。）【1-4⑩】。(B)

各定量的指標を用いる場合における、環境改善効果の算定方法の具体例としては、付属書2のようなものが考えられる【1-4⑪】。(B)

重要な推奨項目

グリーンボンド・フレームワーク

【原則】

発行体は、グリーンボンド・フレームワーク又は法定書類により、グリーンボンド又はグリーンボンドプログラムがSBPの4つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）に適合していることを説明すべきである。当該グリーンボンド・フレームワーク及び／又は法定書類は、投資家が容易にアクセス可能な形式で参照できるようにすべきである。【2-1①】。

【解説】

【一般的事項】

法的書類に該当するものとして目論見書などが考えられる。また、開示場所として、投資家が参照しやすい場所、例えば、HPなどのWeb上等が考えられる【2-1①】。

こうした調達資金の使途又は目論見書などの法定書類は、発行体から市場に対して、グリーンボンドの適格性に関し、投資判断するに当たり必要十分な情報を提供することにつながる【2-1①】。(A-iii)

(2-1①元の文：①発行体は、透明性向上の観点から、グリーンボンド・フレームワーク又は目論見書などの法定書類において、グリーンボンド又はグリーンボンドのプログラムが4つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）に適合していることを説明すべきである。また、それらの文書を投資家が参照しやすい場所へ掲載（HPなどのWeb上を含む）すべきである。こうしたフレームワーク又は目論見書などの法定書類は、発行体から市場に対して、グリーンボンドの適格性に関し、投資判断するに当たり必要十分な情報を提供することにつながる。）

【原則】

発行体は、グリーンボンド・フレームワークにおいて、発行体の包括的なサステナビリティ戦略の文脈に沿って、関連する情報を要約することが推奨される。これは、GBPの5つの上位の環境に関する目的（気候変動の緩和、気候変動への適応、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染防止および管理）への参照を含み得る。更に、発行体は、プロジェクトの選定において参照されたあらゆるタクソノミー、環境基準又は認証の公開が奨励される【2-1②】。

【解説】

【一般的事項】

プロジェクトの選定において参照される環境基準や認証には、本ガイドライン付属書 1 も含まれる【2-1②】。(A-iii)

そうした基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい【2-1②】。(B)

加えて、外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果についても説明することが望ましい【2-1②】。(B)

(2-1②元の文：発行体は、グリーンボンドフレームワークにおいて、発行体の包括的なサステナビリティ

／ESG戦略の文脈に沿って、関連する情報を要約することが望ましい。これには、GBPの5つのハイレベルな環境目標（気候変動の緩和、気候変動への適応、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染防止および管理）への言及も含まれる。更に、発行体は、プロジェクトの選定において参照したあらゆる環境関連基準や認証（本ガイドライン付属書1、タクソミー、その他の環境基準や認証）等を公開することが望ましい。また、そうした基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。加えて、外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果についても説明することが望ましい。）

【原則】

気候変動の緩和を目的としたプロジェクトという文脈の中で、パリ協定と統合的なトランジション戦略を伝達する場合、発行体は「[クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック](#)」のガイダンスを活用することが奨励される。

【解説】**【一般的事項】**

具体的な活用方法として、クライメート・トランジション・ファイナンスで推奨される4つの開示要素を参照し、クライメート・トランジション・ファイナンスとして実施する旨をフレームワーク又は目論見書などの法定書類において明確に位置付けることが考えられる。なお、気候変動緩和に関して、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終報告書（TCFD提言）などのフレームワークを活用し、発行体全体のクライメート・トランジション戦略を説明することは、発行体全体の戦略の理解を深めたいとする投資家サイドの要望にも応えることになる【2-1③】。

（2-1③元の文：また、発行体は、気候変動の緩和を目的としたプロジェクトについて、パリ協定と統合的なクライメート・トランジション戦略を市場に説明する場合には、投資家が参照できるよう、クライメート・トランジション・ファイナンスで推奨される4つの開示要素を参照し、クライメート・トランジション・ファイナンスとして実施する旨をフレームワーク又は目論見書などの法定書類において明確に位置付けることが考えられる。なお、気候変動緩和に関して、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終報告書（TCFD提言）などのフレームワークを活用し、発行体全体のクライメート・トランジション戦略を説明することは、発行体全体の戦略の理解を深めたいとする投資家サイドの要望にも応えることになると考えられる。）

外部評価**【原則】**

発行体は、外部評価機関を任命し、債券発行前の外部評価により、グリーンボンド又はグリーンボンドプログラム及び／又はフレームワークと前述のGBPの4つの要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）との適合性を評価することが推奨される【2-2①】。

グリーンボンド発行後、発行体による調達資金の管理は、調達資金から適格なグリーンプロジェクトへの内部追跡や調達資金の充当を検証するために、外部評価機関又は第三者により補完されることが推奨される【2-2②】。

グリーンボンドのプロセスに対して、発行体が外部からのインプットを得るための方法は多様であり、市場に供給され得る評価の種類は様々である。発行体は、これらの様々な種類の評価に関する推奨項目及び説明については、「[外部評価機関向けの自主ガイドライン](#)」を参照すべきである。当該ガイドラインは、ベストプラクティスを促進するためにGBPに沿って制定された。これらは、発行体、引受金融機関、投資家、その他のステークホルダー及び外部評価機関自身のため、外部評価プロセスに関する情報と透明性を提供するための市場ベースのイニシアティブである。(D)

【解説】**【一般的事項】**

外部評価機関によるレビューの名称については、「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews」（2022年6月版）の「Types of External Reviews」に以下のように記載があり、「セカンド・パーティー・オピニオン（Second Party Opinion）」、「検証（Verification）」、「認証（Certification）」、「スコアリング／レーティング（Scoring/Rating）」など様々な名称のものがある。(C)

「セカンド・パーティー・オピニオン：環境、社会、持続可能性について専門知識を有する発行体から独立した機関が、セカンド・パーティー・オピニオンを提供することができる（各原則に記載されている、発行前に義務付けられている、又は推奨されているもの）。かかる機関は、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンドのフレームワークについて発行体に助言する発行体のアドバイザーから独立している必要があり、そうでない場合は、セカンド・パーティー・オピニオンの独立性を確保するため、情報隔壁のような適切な手続きが機関内部で実施されるものとする。かかる機関の独立性について懸念があれば、それを投資家に開示する必要がある。

検証：発行体は、一般的に環境、社会、持続可能性、又はKPIのパフォーマンスとSLBの持続可能性目標の基準に関連する特定の基準に照らした独立した検証を取得することができる（サステナビリティ・リンク・ボンド発行後の場合は「取得する必要がある」）。

認証：発行体は、グリーン、ソーシャル、サステナビリティ、サステナビリティ・リンク・ボンドやそれに関連するグリーン、ソーシャル、サステナビリティ、サステナビリティ・リンク・ボンドのフレームワーク、調達資金の使途、

又は重要な評価指標（KPI）及びサステナビリティ・パフォーマンス目標（SPT）について、一般に認知された外部のグリーン、ソーシャル、サステナビリティ基準若しくはラベルとの整合性に係る認証を受けることができる。基準又はラベルは具体的な基準を定義したものであり、かかる基準との整合性は通常、認証基準との一貫性を検証する資格を有する認定された第三者機関が検査する。

グリーン、ソーシャル、サステナビリティ、サステナビリティ・リンク・ボンドのスコアリング／格付け：発行体は、グリーン、ソーシャル、サステナビリティ、サステナビリティ・リンク・ボンドに関連するフレームワーク又は調達資金の使途、KPIの選定、SPIの意欲の程度の測定といった主要要素について、専門的調査機関や格付機関など第三者機関の、確立されたスコアリング及び格付けの手法を拠り所とする評価又は査定を受けることができる。」【2-2③】(C)

（2-2③元の文：外部機関によるレビューには「セカンド・パーティー・オピニオン（Second Party Opinion）」、「検証(Verification)」、「認証(Certification)」、「スコアリング／レーティング(Scoring/Rating)」など様々な名称のものがある。

ICMAの「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews²³」（2022年6月版）においては、以下の4つが解説されている。

A) セカンド・パーティー・オピニオン（SPO：Second Party Opinion）

SPOを提供することが出来るのは、環境、社会、サステナビリティの分野で専門性を持ち、発行体から独立した機関である。

SPOを提供する機関は、債券のフレームワークに関するアドバイザリー業務とは独立しているか、SPOの第三者性を確保するために機関内で情報障壁等の適切な施策が取られるべきである。また、機関の独立性に関するあらゆる懸念は投資家に開示されるべきである。

B) 検証(Verification)

発行体は、指定された基準について独立した検証を得ることが可能である。指定された基準とは、環境、社会、サステナビリティに関するもの、もしくは、第3章で解説されるサステナビリティ・リンク・ボンドの場合、KPIやSPTsに関するものである。

C) 認証(Certification)

発行体は、債券自体や債券のフレームワーク、調達資金の使途やKPI、SPTsについて、外部のグリーン、ソーシャル、サステナビリティに関する基準やラベルに照らして認証を得ることが出来る。基準やラベルとその評価軸との整合性は資格を有する第三者によって通常検査される。

D) スコアリング／レーティング(Scoring/Rating)

発行体は、債券自体やそのフレームワーク、調達資金の使途やKPIの選定方法、SPTsの野心度の測定等の主な特性について、確立したスコアリング／レーティングの方法に従い、専門性のある調査会社や格付機関等の第三者機関等によって評価または査定することが出来る。）

レビュー活用の意義としては、例えば以下のような場合が考えられる。

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・ 調達資金の具体的使途として予定しているグリーンプロジェクトの中に、環境改善効果とともに環

境・社会に対する比較的大きいネガティブな効果を併せ持つプロジェクトが含まれており、当該プロジェクトを調達資金の具体的用途とすることの適切性について客観的評価を得ることができる

- ・ グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の適切性や、当該規準に基づくグリーンプロジェクトの評価・選定の適切性を評価する知見が発行体内部に十分に備わっていない場合、これらの適切性について客観的評価を得ることができる
- ・ 調達資金の具体的用途として予定しているグリーンプロジェクトが比較的特殊なものであり、その環境改善効果の算定に用いることができる既存のフレームワークが存在しない場合に、自ら策定した環境改善効果の算定方法の適切性について客観的評価を得ることができる
- ・ 投資家層として、国内のグリーンプロジェクトや周辺情報に関するなじみがない海外の投資家が想定される場合、第三者評価機関のレビューを活用することで当該投資家のグリーンボンドへの理解を促進することができる【2-2④】(B)

過去にグリーンボンドのフレームワーク全体について外部評価機関によるレビューを付与され、それと同一のフレームワークで再度グリーンボンドを発行する際に、改めてレビューを受けることは不要であると考えられる。ただし、過去にレビューを付与された時点から、グリーンプロジェクトやグリーンボンドのスキームの適切性に関する考え方に変化がある場合や、レビューを付与する外部評価機関が自社の評価規準等を変更している場合なども考えられることから、慎重な検討を要する可能性がある。例えば、レビューを受けることが不要であると考えられる場合として、専らグリーンプロジェクトを行うSPCが、当該プロジェクトの環境改善効果についてレビューを受け、同種類のプロジェクトに関して複数回のグリーンボンドを発行する場合などが考えられるが、発行体が外部評価機関によるレビューを活用しない場合には、発行体が自ら、グリーンボンドのフレームワークに係る適切性を十分な透明性を持って説明することを、投資家その他の市場関係者から求められることが考えられる【2-2⑤】。(B)

【原則】

GBPは、外部評価機関に対し、自らの実績と関連する専門性を公表し、実施したレビューの範囲を明確に示すことを奨励する。発行体は、外部評価を自社のウェブサイト及び／又はその他のアクセス可能なコミュニケーションチャネルを通じて参照することができるよう適切に公開し、もし可能であればICMAのウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)に公開している外部評価のテンプレートを使用すべきである。(D)

【解説】**【レビューを付与する外部評価機関が則るべき事項】**

外部評価機関はレビューを付与するに当たり、以下の基礎的事項に則るべきである。(C)

1) プロフェッショナルとしての倫理規範的事項

以下は国際会計士連盟国際会計士倫理基準審議会の「倫理規定（Code of Ethics for Professional Accountants）」及びこれに対応する日本公認会計士協会の「倫理規則」を考慮している。

①誠実性

外部評価機関は、常に誠実に行動しなければならず、以下のような報告、情報であると認識した上で、それらに基づきレビューの作成や開示に関与しないこと。(B)

- ・ 重要な虚偽又は誤解を招く陳述が含まれる情報(B)
- ・ 業務上必要とされる注意を怠って作成された陳述又は情報が含まれる情報(B)
- ・ 必要な情報を省略する又は曖昧にすることにより誤解を生じさせるような場合において、当該情報を省略する又は曖昧にする情報(B)

②公平性

外部評価機関は、先入観をもたず、利益相反を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持すべきである。既に決まっている結論を正当化するためにレビューにバイアスをかけたり事実を歪曲させることが求められる場合には、プロフェッショナルとしてのレビューの付与を断ること。

(B)

公正な立場を堅持することは、業務の判断における客観性の保持を求めるものである。具体的には、外部評価機関は、発行体から独立しているべきであり、発行体との間での第三者性が確保されているべきである。第三者性については、資本関係又は人的関係により判断されることが望ましい。例えば、以下のような場合は、第三者性が確保されているとはいえないものと考えられる。

(B)

<第三者性が確保されているとはいえない場合の例> (B)

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

<資本関係について> (B)

- ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ・ 両者が親会社と子会社の関係にある場合

<人的関係について> (B)

- ・ 一方の会社の役員又はこれに準ずる者が、他方の会社の役員又はこれに準ずる者を現に兼ねている場合

※役員又はこれに準ずる者とは、取締役、監査役、執行役、その他名称・呼称のいかんを問わず法人その他団体においてその業務執行、業務・会計の監査などの権限を会社法、民法等の法令により有する幹部たる役職等が該当すると考えられる。

③プロフェッショナルとしての能力及び正当な注意

外部評価機関は、プロフェッショナルとして、適切な外部レビューを提供できるよう、外部レビューの実施に当たり、その職務遂行能力を必要とされる水準を維持することが必要である。(B)

プロフェッショナルとして求められる事項を遵守し、正当な注意を払いつつ業務を遂行すべきである。(B)

外部評価機関は、その指示の下で業務を行う者が業務を実施するに当たって、適切な訓練及び監督を受けていることを確認すべきである。(B)

外部評価機関は、プロフェッショナルとして求められる専門性については、以下が求められる。

- ・ 専門分野について、国際的な市場動向を含む関連知識と最新の専門的な実務の動向を絶えず把握し理解し、スキルの向上に常に努め、最新の専門性を備えていること。
- ・ 付与する外部レビューの種類に応じ、また、レビューを付与するグリーンプロジェクトの種類に応じ、関連する専門性を備えていること。
- ・ 専門性を十分に有していない分野においては、他の専門家を雇用又は参加させること。なお、一つのグリーンボンドに係るレビューを、必ずしも一つの外部評価機関が行わなければならないわけではなく、複数の外部評価機関が、各々の専門性を踏まえて、異なる事項に関するレビューを付与することも考えられる。(B)

外部評価機関が備えることが望ましい専門性としては、以下のようなものが考えられる。(B)

<専門性の例> (B)

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

i) 調達資金の用途となるグリーンプロジェクトの適切性、グリーンプロジェクトの評価・選定のプロセスの適切性、環境改善効果の適切性等に係るレビューを付与する場合

- ・ 環境改善効果の有無に係る判断基準、環境改善効果に係る定量化の手法検証の際に参照する指標、環境評価、環境認証等の専門性

ii) 調達資金の管理、充当の適切性等に係るレビューを付与する場合

- ・ 財務・会計監査等の専門性

④守秘義務

外部評価機関は、正当な理由なく、業務上知り得た情報を他の者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の利益のために**利用してはならない**。守秘義務の遵守に関して、顧客情報の保護に関する方針、体制等を定め、公表又は顧客に提供している**べきである**。(B)

⑤プロフェッショナルとしての行動

外部評価機関は、プロフェッショナルとしての自覚を持ち、プロフェッショナルとして求められる事項を遵守し、外部評価機関全体の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わない**べきである**。(B)

2) 外部評価機関の組織としての要件

外部レビューを実施するための組織構造として、外部レビューを適切に実施するための十分な組織体制を有し、外部レビューを実施する方法論や手続をあらかじめ定めている**べきである**。【2-2⑥】(C)

付与する外部レビューの領域をカバーするために必要とされる専門的な経験と資格を有する者を相当数雇用している**べきである**。【2-2⑦】(C)

専門的分野に係る賠償責任保険を利用する場合、その対象範囲に言及する**べきである**。【2-2⑧】(C)

3) 外部評価機関が評価すべき事項

外部レビューの種類に応じて以下について評価するべきである。

- ・ 資金使途となるグリーンプロジェクトが目標とする環境改善効果
- ・ グリーンボンドに期待される4つの要素との適合性
- ・ 発行体が特定した、グリーンプロジェクトに関連する潜在的な重大な環境・社会リスク（ネガティブな効果）とその特定・緩和・管理プロセス【2-2⑨】(B)

また、SPOについては、発行体の環境や社会、サステナビリティに関する包括的な目的、戦略、プロセスに関する評価を含むことが出来る。【2-2⑩】(C)

4) 外部レビューの結果に係わる文書等に含めるべき情報

外部レビューの目的、業務の範囲、外部レビューを行う者の資格や外部評価機関としての専門性についての一般的な説明を含む**べきである**。(A-ii)(A-iii)(C)少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示す必要がある。(C)例えば、専門性について、レビューの結果に係る文書等の中で、例えば以下のような

記載を行うなどにより、明確に示すことが望ましい。(B)

<専門性に関する情報の記載例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

<専門性について>

「弊社は、環境影響評価に関する業務を約●年にわたり行っており、この分野に関する専門性を有します。」【2-2⑪】(B)

レビューを付与する外部評価機関は、その発行体から独立している第三者性及び利益相反の方針に関する声明について、レビューの結果に係る文書等において、含むべきである。少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示す必要がある。【2-2⑫】(C)

外部評価機関によるレビューには様々な種類があり、また同じ名称であっても、評価する事項や評価基準が異なっている場合がある。レビューを利用する関係者の理解を容易にするために、レビューを付与する外部評価機関は、使用する定義やどの事項について、どのような評価基準に照らして評価を行ったかという分析的アプローチや方法を、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すべきである。例えば以下のような記載が考えられる。【2-2⑬】(C)

【原則】

付録 1

グリーンボンドの種類

現在、グリーンボンドには 4 つの種類がある（市場の発展に伴い新しい種類が生まれる可能性があり、その場合は GBP の年次改訂版に組み込まれる）。

1. **Standard Green Use of Proceeds Bond（標準的グリーンボンド GBP）**：GBP に適合し、発行体への完全な遡求性を有する無担保債券。
2. **Green Revenue Bond（グリーンレベニュー債）**：発行体への遡求性を有しない GBP に適合する債券で、債券の信用リスクは、対象となるグリーンプロジェクトからの事業収入や使用料、税金などの将来に見込まれるキャッシュフローにあり、債券により調達された資金の用途は、信用の源泉との関係の有無を問わないグリーンプロジェクトとなる。
3. **Green Project Bond（グリーンプロジェクト債）**：一つ又は複数のグリーンプロジェクトに係る GBP に適合するプロジェクトボンドで、発行体への潜在的な遡求性の有無に関わらず、投資家は当該プロジェクトのリスクに直接晒される。
4. **Secured Green Bond（担保付グリーンボンド）**：手取金が次のいずれかのグリーンプロジェクトに係る新規の資金調達又はリファイナンスのためにのみ充当される担保付債券。
 - （1）特定の債券のみの裏付けとなるグリーンプロジェクト「担保付グリーン・コラテラル債」、又は、
 - （2）発行体、オリジネーター又はスポンサーのグリーンプロジェクト。グリーンプロジェクトが特定の債券の全部又は一部の裏付けとなる場合とならない場合がある（「担保付グリーン・スタンダード債」。担保付グリーン・スタンダード債は、より大規模な取引の特定のクラスやトランシェとなり得る。

この担保付グリーンボンドのカテゴリーには、カバードボンド、証券化商品、資産担保コマーシャル・ペーパー、担保付約束手形、担保付社債及びその他の担保付組成商品が含まれるが、これらに限定されるものではない。一般的にこの場合は、裏付け資産のキャッシュフローを返済原資とすることができるか、又は資産が他の債権に優先して債券の担保となる。

発行体、オリジネーター又はスポンサーは、各担保付グリーンボンドが、上記（1）又は（2）のいずれに適合するか（すなわち、担保付グリーン・コラテラル債か担保付グリーン・スタンダード債か）を販売資料、募集等に係る提出書類又はその他の方法により明示すべきである。

担保付グリーンボンドにおけるグリーンプロジェクトは、他の種類のグリーン・ファイナンスの残高と二重計上すべきではなく、発行体、オリジネーター又は（該当する場合には）スポンサーは、GBP の全ての核となる要素との完全な適合性を確保しなければならない。

注記 1：

環境面での持続可能活動を主として又はそれのみに取り組む機関は、「ピュアプレイ」と呼ばれることがある。環境、気候又はその他テーマ型債券の中には、そのような機関が発行したものが、GBP の核となる要素に則っていない債券市場があることが認識されている。その場合には、投資家に対し適宜注意喚起をする必要があり、「グリーンボンド」と称することで GBP の特徴を暗に示すことがないように注意すべきである。これらの機関は、既存の環境、気候又はその他既存のテーマ型債券について、可能な場合には、GBP のベストプラクティス（例えばレポーティング要件について）に適合させ、また、将来の発行については GBP に適合させることを奨励する。

注記 2：

持続可能な開発目標（SDGs）に関連するものも含め、グリーン及びソーシャルプロジェクトを組み合わせる資金調達をするサステナビリティに関するテーマ型債券の市場もあることも認識されている。いくつかの事例においては、そのような債券は主にもしくは全体的に持続可能な活動に関係した組織によって発行されているが、それらの債券は GBP の4つの核となる要素には適合していないかもしれない。そのような場合、投資家は適切に周知される必要があり、またサステナビリティボンドであることもしくは持続可能な開発目標を参照していることによって GBP（もしくは SBP）の要素を含むと暗示しないよう、注意すべきである。これらの発行組織は可能な場合には、既発行のサステナビリティ、SDG、その他のテーマ型債券に対して、適切な GBP と SBP のベストプラクティス（例えばレポーティング要件について）を採用し、かつ将来の発行を GBP 及び SBP に適合させることが奨励される。

GBP と SBP の持続可能な開発目標へのマッピングは発行体、投資家、債券市場参加者が SDGs に照らしてグリーン、ソーシャルもしくはサステナビリティボンド／プログラムの金融商品进行评估することができる広範な枠組みを提供することを目指しており、ICMA ウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)で入手可能である。

注記 3：

海洋資源の持続可能な利用の重要性の強調及び関連する持続可能な経済的活動の促進を目的とし、多くの取引が、「ブルーボンド」又はそれに類するものとして促進されていることが認識されている。更に、これらの取組みは、公的セクターからの支援を含む特定の市場のイニシアティブにより支えられてきた。このような「ブルーボンド」も、GBP の4つの核となる要素に適合する限り、グリーンボンドであると整理される。

注記 4：

自らのグリーンボンドを GBP と SLBP の双方に適合させたいと考える発行体もいると考えられる。疑義を避けるために付言するが、そのようなアプローチは発行体の裁量に任せるものであり、推奨されるものでも、妨げるものでもない。